

重要事項説明書

(事業の目的)

第1 医療法人光生会が開設する「赤岩荘ケアプランセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である等（当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること）の説明を行う。

(事業所の名称等)

第3 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）名称 赤岩荘ケアプランセンター

（2）所在地 〒440-0021 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）管理者 1名（常勤・兼務） 介護支援専門員と兼務

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供者 介護支援専門員 4名（常勤専従3名、常勤兼務 管理者と兼務1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、8月14日
12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後5時30分までとする。

土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。

(3) 携帯電話等により、365日24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとし指定居宅介護支援計画を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。告示上の額は全額介護保険負担とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 自宅、第3条に規定する事業所内等

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン

(3) サービス担当者会議の開催場所 自宅、第3条に規定する事業所内等

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回以上

(5) モニタリング 月1回モニタリングの結果を記録

(6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画書の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合等につき別紙文書を交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けるものとする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|---|------|
| (1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満 | 200円 |
| (2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km以上 | 400円 |
| (3) 前2号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。 | |

(事故発生時における対応)

第7 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供により事故が生じたときは、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡すると共に必要な措置を講じて、管理者へも報告し指示を仰がねばならない。

(苦情処理)

第8 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情処理に関する相談担当者を配置する。

◆ 介護サービス苦情申し立て等窓口

医療法人 光生会 赤岩荘ケアプランセンター 野尻 喜久美
 郵便番号 440-0021
 愛知県豊橋市多米町字大門10番地
 電話番号 (0532) 66-0002
 ファックス (0532) 66-0016

東三河広域連合 介護保険課
 郵便番号 440-0806
 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階
 電話番号 (0532) 26-8471[事業G]
 ファックス (0532) 26-8475

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室
 郵便番号 461-0001
 愛知県名古屋市東区泉一丁目6番地5号
 電話番号 (052) 971-4165
 ファックス (052) 962-8870

(ハラスメント処理)

第9条 事業所は提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第10 (1) 事業所はサービス提供中に当該事業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(その他の運営についての留意事項)

- 第11 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとして、また勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
(2) その他研修 年1回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員は、居宅介護支援を実施する際は、身分を証する書類を携行するとともに必要に応じ提示しなければならない。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 これに定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

- 第12 事業計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第13 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(入院時の医療連携)

- 第14 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する職員に介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(通常の事業の実施地域)

第15 通常の事業の実施地域は、下記内容とする。

校区 旭

旭町字旭、旭町字餌指（牟呂用水以東）、池見町、南旭町、前畠町、
東田町字北蓮田、東田町北臨済寺（1番地）、東田町字前畠、
東田町字西前山（1番地の4から144番地まで、144番地の2から
144番地の55まで、146番地～186番地の3まで）
東田町字東前山（8番地から29番地まで）、東新町、
老松町（5番地から195番地まで）、瓦町（40番地、40番地の1、
40番地の3から49番地まで）瓦町通一丁目（老松町一区自治会区分に
属する部）瓦町（字道下、字宮下、字臨済寺前（11番地、36番地、91番地））
東雲町（1番地から12番地まで）、住吉町（25番地から211番地まで）

校区 東田

朝丘町、東田町（東田町字西脇【牟呂用水以西】以外）、
東田中郷町、東田仲の町、吾妻町、井原町（7番地の3）、上地町
西郷町、栄町、仁連木町、東郷町、岩田町（字道合、字宮下）、東雲町（13
番地から172番地）住吉町（1番地から24番地まで）、

校区 玉川

森岡町、石巻本町、東森岡一丁目、東森岡二丁目、牛川通五丁目（東森岡町
自治会区域に属する部）

校区 石巻

石巻町

校区 岩田

井原町（7番地の3を除く）、平川南町、平川本町、平川町、北岩田、東岩田
中岩田、東光町、岩田町（字居村、字大坪、字北郷中、字後毛、字境坪、字栄田、
字上庄、字曾銀、字野添、字南山、字ハツ橋）、東田町字井原、
豊岡町（166番地、177番地、180番地、197番地から219番地ま
でを除く）

校区 飯村

飯村北、飯村町、飯村南、大岩町（市道大岩町6号線とその起点と視聴覚教育
センター入口を結ぶ線及び同センターと松明山山頂を結ぶ綾線以北、字火打坂
26番地の5）
岩屋町の国道1号線以北、西口町の国道1号線以北

校区 多米

多米町、（字蟬川の内蟬川橋と多米配水池を結ぶ線の以西と以北に属する
部分を除く）多米西町、多米中町、多米東町、岩崎町、岩田町字影岩

校区 豊

春日町、西岩田、仲ノ町、伝馬町（三ノ輪本町自治会、三ノ輪町二区自治会、

春日町自治会区域に属する部)、三ノ輪町一丁目(82番地から90番地までを除く)三ノ輪町二丁目、三ノ輪町三丁目、三ノ輪町四丁目(76番地から82番地の4まで、84番地、85番地を除く。)三ノ輪五丁目(90番地の1、90番地の2、91番地の2、91番地の3を除く。)三ノ輪町字白山、三ノ輪町三ノ輪(1番地の1から5番地の9まで、22番地の3、22番地の10、22番地の13から22番地の15番地まで、23番地の2、23番地の4、23番地の5、23番地の7、23番地の13) 豊岡町(166番地、177番地、180番地、197番地から219番地まで)

校区 下条

下条西町、下条東町

校区 鷹丘

東小鷹野、西小鷹野、忠興、南牛川一丁目(10番地の1から23番地まで)
南牛川二丁目8番地、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、牛川町(字蟻川、字郷東
字寺前、字乘小路、字東仲田、字池下)多米町(字蟻川の内蟻川橋と多米排水池
を結ぶ線の以西と以北に属する部)

校区 牛川

牛川通一丁目、牛川通二丁目、牛川通三丁目、牛川通四丁目、
牛川通五丁目(東森岡町自治会区域に属する部分を除く)
南牛川一丁目(10番地の1から23番地までを除く)
南牛川二丁目(8番地を除く)、牛川薬師町、
牛川町(字押川、字寺前、字乘小路、字東仲田、字池下を除く)
浪ノ上町、

居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

居宅介護支援事業者 医療法人 光生会
赤岩荘ケアプランセンター
介護支援専門員氏名

私は、本書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護サービス計画(ケアプラン)の提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

代理人(家族等)住所

代理人(家族等)氏名

(続柄:)